

野木町水道事業経営戦略

令和 5 年 9 月

栃木県 下都賀郡 野木町 産業建設部 上下水道課

目 次

1	経営戦略策定の基本事項.....	1
1.1	経営戦略策定の趣旨と位置づけ.....	1
1.2	計画期間.....	1
2	事業の概要.....	2
2.1	事業の現状.....	2
2.2	これまでの主な経営健全化の取組.....	5
2.3	経営分析.....	6
3	将来の事業環境.....	9
3.1	給水人口の予測.....	9
3.2	水需要の予測.....	9
3.3	料金収入の見通し.....	10
3.4	施設の見通し.....	10
3.5	組織の見通し.....	11
4	経営の基本方針と主な取組.....	12
4.1	安全：安心して飲める安全な水道.....	13
4.2	強靱：安定供給できる強靱な水道.....	13
4.3	持続：健全で持続可能な水道.....	13
5	投資・財政計画（収支計画）.....	15
5.1	投資・財政計画（収支計画）.....	15
5.2	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	15
6	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	24

野木町 水道事業経営戦略

団体名：野木町

事業名：野木町水道事業

策定日：令和 5 年 9 月

1 経営戦略策定の基本事項

1.1 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

野木町の水道事業は、昭和 49 年度の創設より 50 年近くが経過し、本町に欠かせないライフラインとなりました。しかし近年は、老朽化施設の増加や激甚化する災害など、多様な問題への対応に迫られるとともに、人口減少に伴う水道料金収入の減少や熟練職員の退職などによる水道事業者としての対応力の低下に繋がる問題を抱えており、水道事業を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

このような状況を受け、各公営企業が将来的にも安定的に事業を継続していけるように、経営戦略を策定することが求められています。経営戦略を構成する重要な要素である「投資計画」と「財政計画」を策定するにあたっては、アセットマネジメント計画等と整合を図り、中長期的な更新需要を踏まえた計画にするとともに、同時期に策定する「第 2 次のぎ水道ビジョン」とも整合を図ります。

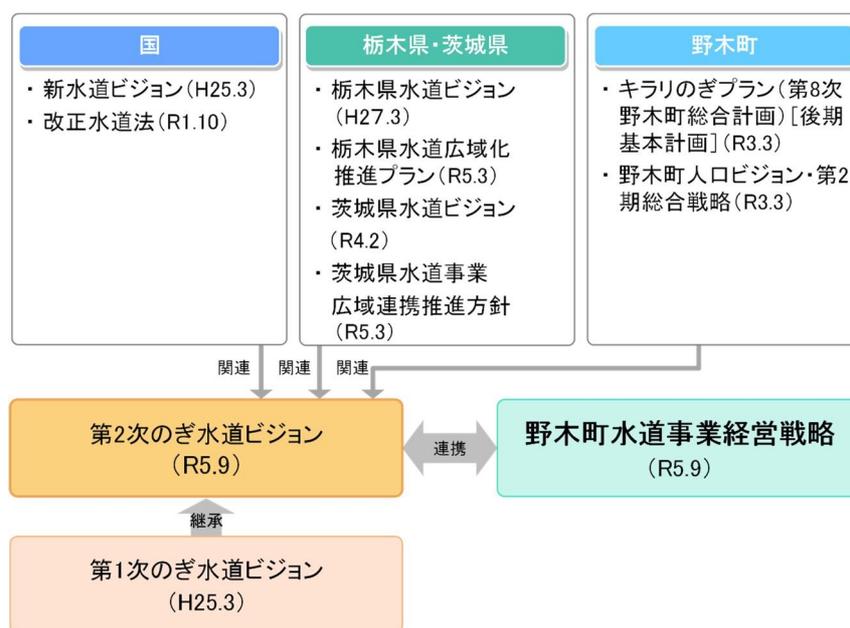


図 1.1 野木町水道事業経営戦略の位置づけ

1.2 計画期間

本計画の計画期間は、総務省が定める「経営戦略ガイドライン」に基づき、令和 5 年度～令和 14 年度の 10 年間とします。

ただし、5 章に示す「投資計画」や「財政計画」は、可能な限り長期間について計画することが望ましいとされることから、40 年後の令和 44 年度までの見通しを作成します。

2 事業の概要

2.1 事業の現状

2.1.1 給水

野木町水道事業は、昭和 49 年度に創設認可を受けた後、隣接する古河市、総和町（現・古河市）と取水施設、浄水施設、配水施設の一部を共有して、昭和 51 年 4 月に給水を開始しました。

新設住宅団地の開発や工場立地に伴う水需要量の増加のため、また、旧本新田簡易水道事業の統合のため、これまで 2 回の創設変更事業が行われました。平成 10 年 3 月の変更認可以降、計画給水人口 27,000 人、計画一日最大給水量 13,000 m³/日の水道事業として、現在に至っています。

表 2.1 給水状況の概要

供用開始年月日	昭和 51 年 4 月	計画給水人口	27,000 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適	現在給水人口	22,598 人
		有収水量密度	1.1 千 m ³ /ha

2.1.2 施設

野木町水道事業の水源は、西側を流れる利根川水系思川の思川取水口（表流水）と、川西地区にある本新田水源（深井戸）の 2 箇所です。

浄水施設は、古河市との共有施設である思川浄水場と、野木町の専有施設である川西配水場の 2 施設です。思川浄水場では、思川の表流水を原水として急速ろ過方式による浄水処理を行っています。川西配水場では、本新田水源を原水として、塩素消毒のみを行っています。

思川浄水場は昭和 49 年供用開始であり、約 50 年が経過しているため老朽化が進んでおり、かつ耐震性にも課題があります。そのため、古河市水道事業とともに浄水場の更新計画を策定し、整備を進めています。

管路の総延長は約 185,000 m であり、口径はφ 50mm～φ 500mm のものを保有しています。耐衝撃性に乏しく、漏水等に対して懸念のある石綿セメント管は平成 29 年度に全ての布設替えを完了しましたが、依然として耐震性の乏しい管路は多く布設されています。また、令和 4 年度時点で管路の法定耐用年数 40 年を超過する管路は全体の約 4 割であり、更新時期を迎えています。

表 2.2 施設の概要

水源	表流水、地下水			
施設名	浄水場設置数	2	管路延長	184,824 m
	配水池設置数	2		
施設能力	10,700 m ³ /日		施設利用率	74.5%

2.1.3 料金

a) 料金体系の概要・考え方

野木町の水道料金体系は、野木町水道事業給水条例第 23 条において定められており、1 ヶ月ごとに水道料金等を請求しています。

また、水道料金は、水量によらず料金が決まる基本料金と、使用した水量により料金が決まる超過料金の二部料金制となっています。メーター使用料のみがメーター口径毎に異なる料金を設定しています。

b) 料金改定年月日

料金改定年月日は、平成元年 7 月 1 日です（消費税のみの改定は除きます）。以下に料金表を記載します。

表 2.3 料金表（1 ヶ月分、税込）

径	基本料金	超過料金	メーター使用料
13 mm	10 m ³ まで 1,045 円	1 m ³ につき 143 円	55 円
20 mm			110 円
25 mm			121 円
30 mm			187 円
40 mm			220 円
50 mm			1,056 円
75 mm			1,375 円
100 mm			1,749 円

2.1.4 組織

組織体制を図 2.1 に示します。下水道事業の所管部署を含めた上下水道課として構成されています。このうち、水道事業に関連するのは業務係と水道係です。令和 3 年度末において、上下水道課長 1 名、業務係 2 名、水道係 2 名となっています。なお、上下水道課長 1 名と業務係 2 名は水道事業と下水道事業を兼任しています。

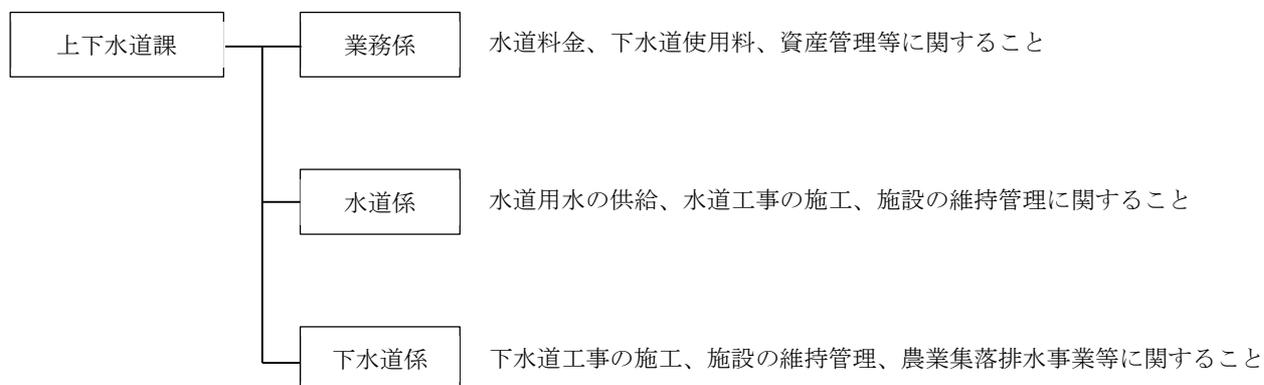


図 2.1 組織体制（下水道事業を含む）

表 2.4 職員の年齢構成

	～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60 歳 ～	合計
平成 29 年度	1 人	1 人	1 人		1 人	1 人		1 人	6 人
平成 30 年度		1 人	1 人		1 人	1 人	1 人		5 人
令和元年度		1 人	1 人			2 人	1 人		5 人
令和 2 年度		2 人				2 人	1 人		5 人
令和 3 年度		2 人			2 人		1 人		5 人

表 2.5 組織別の職員数

	課長	業務係	水道係	合計
平成 29 年度	1 人	2 人	3 人	6 人
平成 30 年度	1 人	2 人	2 人	5 人
令和元年度	1 人	2 人	2 人	5 人
令和 2 年度	1 人	2 人	2 人	5 人
令和 3 年度	1 人	2 人	2 人	5 人

2.2 これまでの主な経営健全化の取組

a) 組織等に関する取組

平成 30 年 4 月に、産業課で管轄していた農業集落排水事業が上下水道課に統合され、公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業を法適化するための準備を行いました。

上下水道事業を一つの組織に集約することで組織体制を効率化したとともに、公営企業としての事業の能率的な運営と公共性及び企業性の発揮に努めるべく、担当職員の公営企業職員としての経営能力の向上を図りました。

b) 広域化に関する取組

思川浄水場を共有している古河市水道事業と情報交換等を通じて、浄水場の運営を効率的に行っています。

栃木県の主導により、栃木県水道事業広域化推進プランの策定検討会が開催され、新たな広域化推進の動きに参画しています。

また、茨城県における広域化推進の検討においても、古河市と連携する水道事業者として情報提供等を行い、計画に関与してきました。

c) 民間ノウハウの活用に関する取組

平成 28 年 10 月より窓口業務や料金徴収業務等を民間事業者に委託し、職員数の削減やコスト縮減に取り組んできました。

d) 一般会計部門からの繰出し

従来は一般会計部門から水道事業への繰出しは、消火栓に係る一部費用にとどまっていた。水道施設の耐震化等を推進するため、繰出し基準に基づく負担の見直しを一般会計部門と協議してきました。

令和 2 年当初から流行した新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための経済活動の自粛等を受け、水道料金の減免措置を行いました。これにより水道事業の収益が悪化することを防ぐため、一般会計から料金減免分の約 5 千万円を繰出しました。

e) その他経営基盤の強化に関する取組

活用可能な補助事業の検討や資産の有効活用など、料金以外の収入確保や支出の抑制のための検討を行い、長期的な視点でより計画的な経営に取り組んできました。

f) 情報公開に関する取組

野木町の広報誌やホームページを活用して、利用者へ適宜情報を提供してきました。

また、提供する情報やその内容を充実させるべく、内容の見直し等、事後検証に取り組んできました。

g) 災害対策に関する取組

防災対策や危機管理対策を野木町水道事業として強化するとともに、一般行政部局や民間企業、近隣事業者と連携して災害対策に取り組んできました。

2.3 経営分析

地方公営企業決算状況調査（決算統計）における令和3年度末決算状況に基づいて総務省が作成した経営比較分析表により、野木町水道事業の経営状況を分析します。

2.3.1 経営の健全性・効率性について

a) 健全性について

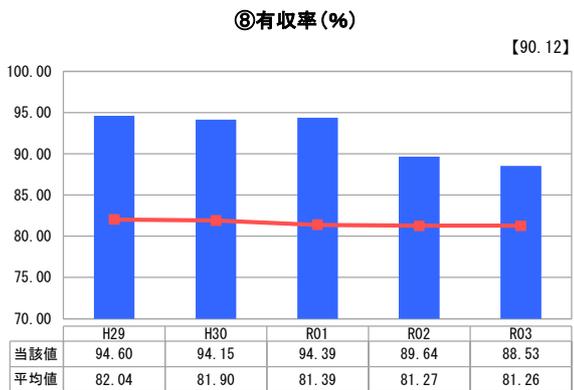
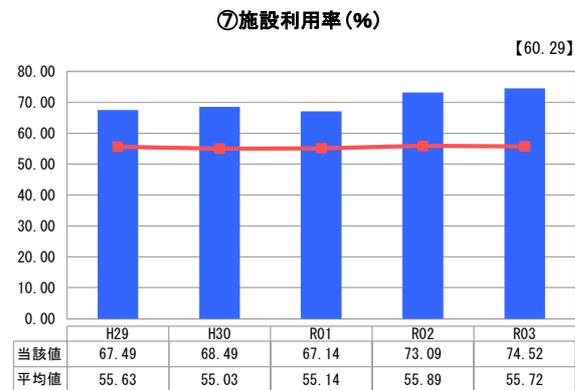
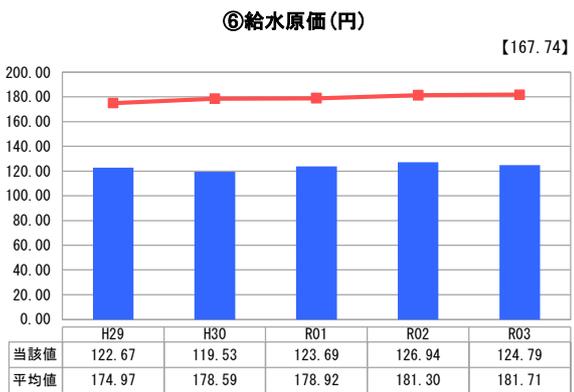
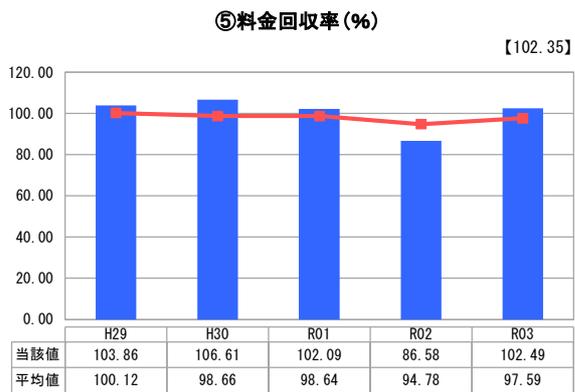
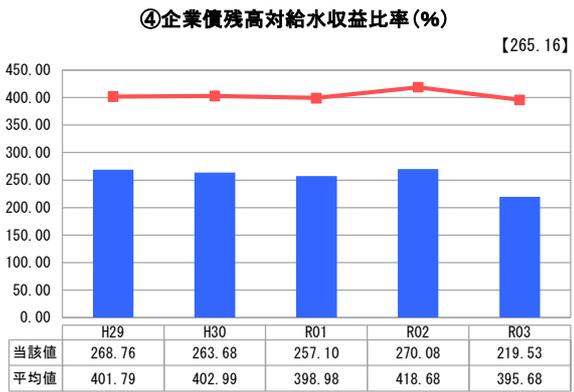
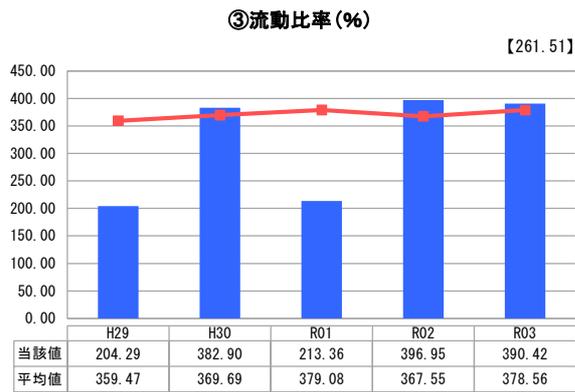
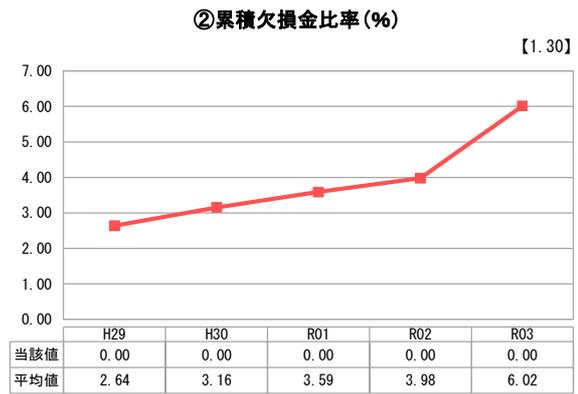
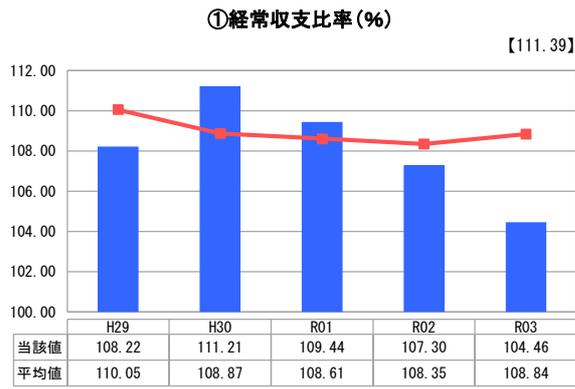
経常収支比率は、現状は100%を超えていますが、平成30年度以降、年々減少傾向にあります。減価償却費や修繕費等の支出が増加傾向にあることが主な要因と考えられ、経費等の見直しを行い、経営の効率化が必要です。

流動比率は100%を大きく上回っており健全です。企業債残高対給水収益比率は類似団体平均値を大きく下回るとともに、借入金の減少により年々減少しています。しかし、今後管路等の更新事業が増加することにより、起債額が増加することが想定されるため、これらの指標の動向に注意が必要です。

料金回収率は、新型コロナウイルス感染症対策としての減免措置が採られた令和2年度を除き、100%程度で推移しており、良好です。給水原価は、類似団体平均値を大きく下回っており、安い水準を維持しています。

b) 効率性について

施設利用率は年々増加しています。これは、一人当たりの使用水量、有効無収水量、無効水量（漏水）の増加により、一日平均給水量が増加しているためです。同様の理由で有収率は低下しています。類似団体平均値と比較すると現状は高い水準にあるものの、漏水調査や老朽管更新を早期に実施し、効率的な運営を行う必要があります。



凡例
 ■ 野木町
 - 類似団体平均値
 【】 令和3年度全国平均

図 2.2 健全性・効率性に関する指標の推移

2.3.2 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似事業体平均値よりも高い水準で年々上昇しており、有形固定資産の減価償却が進行している、つまり経年化が進行していることを表しています。

管路経年化率は、類似事業体平均値と同程度の水準で推移していますが、上昇傾向にあり、管路更新率が 0%で推移していることから、現行の更新水準では今後も経年化率の上昇が想定されます。

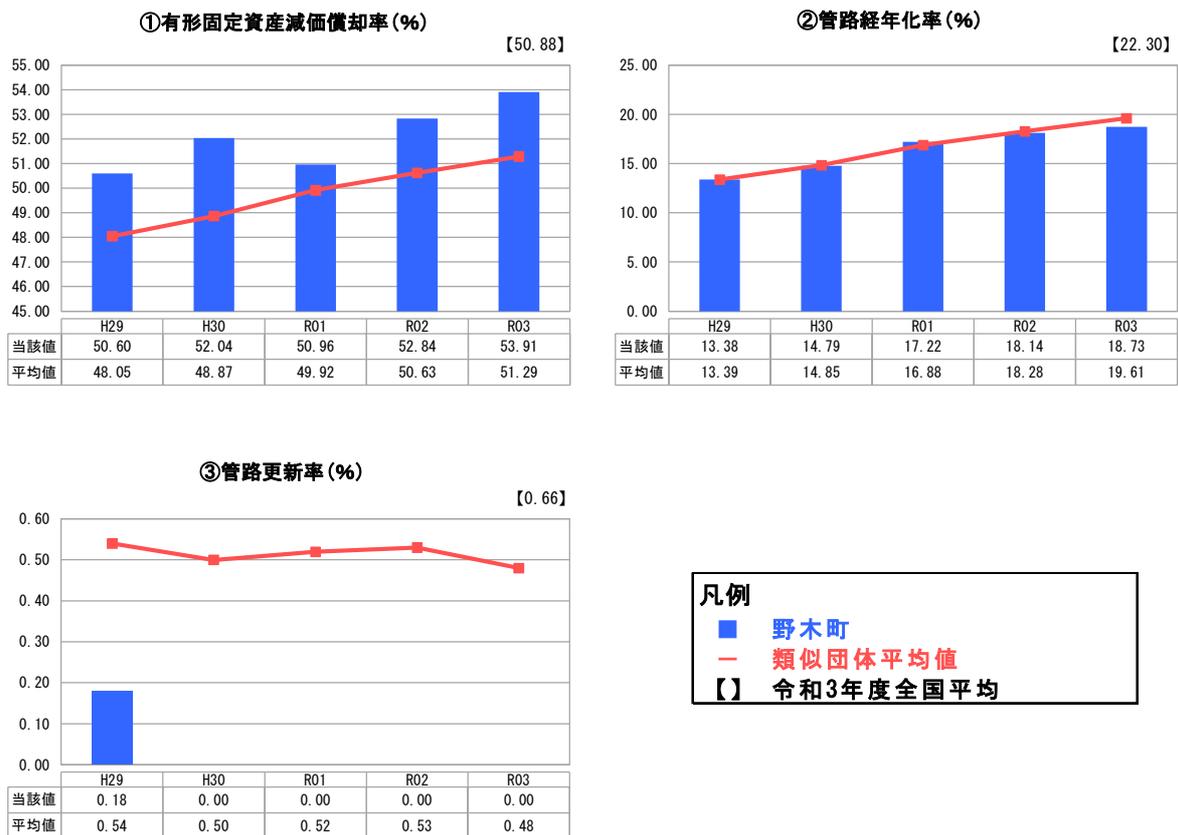


図 2.3 老朽化に関する指標の推移

2.3.3 全体総括

平成 29 年度～令和 3 年度の直近 5 年間の経営は健全であると言えます。しかし、資産の老朽化が進行しており、今後はこれらの更新事業が見込まれるため、減価償却費や企業債残高の増加が想定されます。

3 将来の事業環境

3.1 給水人口の予測

野木町水道事業の将来の給水人口は、将来の行政区域内人口から給水区域外人口を差し引いて算出した給水区域内人口に、給水普及率を乗じることで算出しました。

野木町の将来の行政区域内人口は、上位計画である「野木町人口ビジョン・第2期総合戦略」（令和3年3月）に示される将来展望人口に基づきます。合計特殊出生率の向上及び社会増を実現することにより、将来の人口減少の抑制を目指します。

行政区域内人口と同様に、給水人口も将来は緩やかな減少傾向で推移する見通しとなり、令和3年度で22,598人に対して、令和14年度で22,327人、令和44年度で20,526人と推計されました。

3.2 水需要の予測

将来の有収水量は、①生活用水量、②業務営業用水量、③工場用水量の3区分に分けて、それぞれについて時系列傾向分析により推計しました。①生活用水量は1人1日当たりの水量として推計し、これに前述のとおり推計した将来の給水人口を乗じることで、将来の生活用水量を推計しました。

その結果、有収水量は令和12年度をピークとして緩やかに減少する見通しとなり、有収水量は令和3年度で7,059 m³/日に対して、令和14年度で7,059 m³/日、令和44年度で6,618 m³/日と推計されました。

過去の水需要量は、一人当たりの生活用使用水量の増加などに伴い増加傾向にありましたが、将来も継続する人口減少の影響が大きく、将来の水需要量に反映される見通しとなりました。

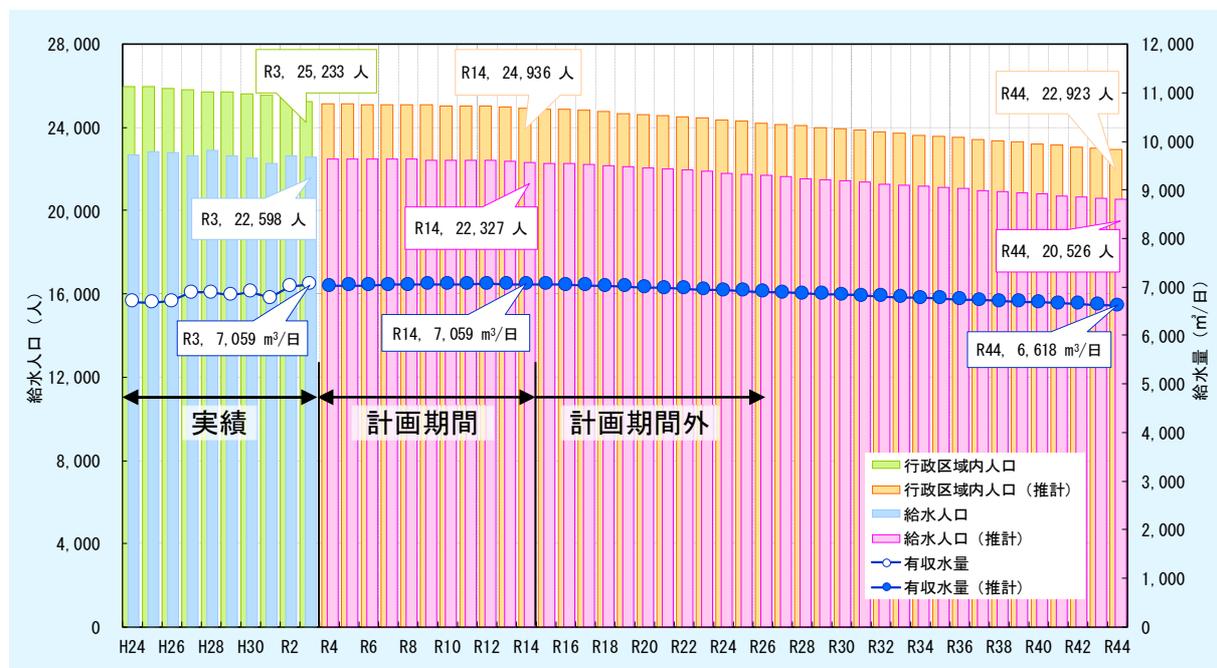


図 3.1 給水人口と有収水量の推計結果

3.3 料金収入の見通し

前述の水需要の予測結果をもとに、将来の料金収入の見通しを推計します。将来の料金収入は、現行料金体系を維持すると仮定して、将来の有収水量の推計量に令和3年度の供給単価 127.90 円/m³ を一律に乗じて算出しました。

前述の有収水量と同じく、令和12年度をピークとして緩やかに減少する見通しとなり、令和3年度で約 329,529 千円に対し、令和14年度で約 329,538 千円、令和44年度で約 308,951 千円と推定されました。

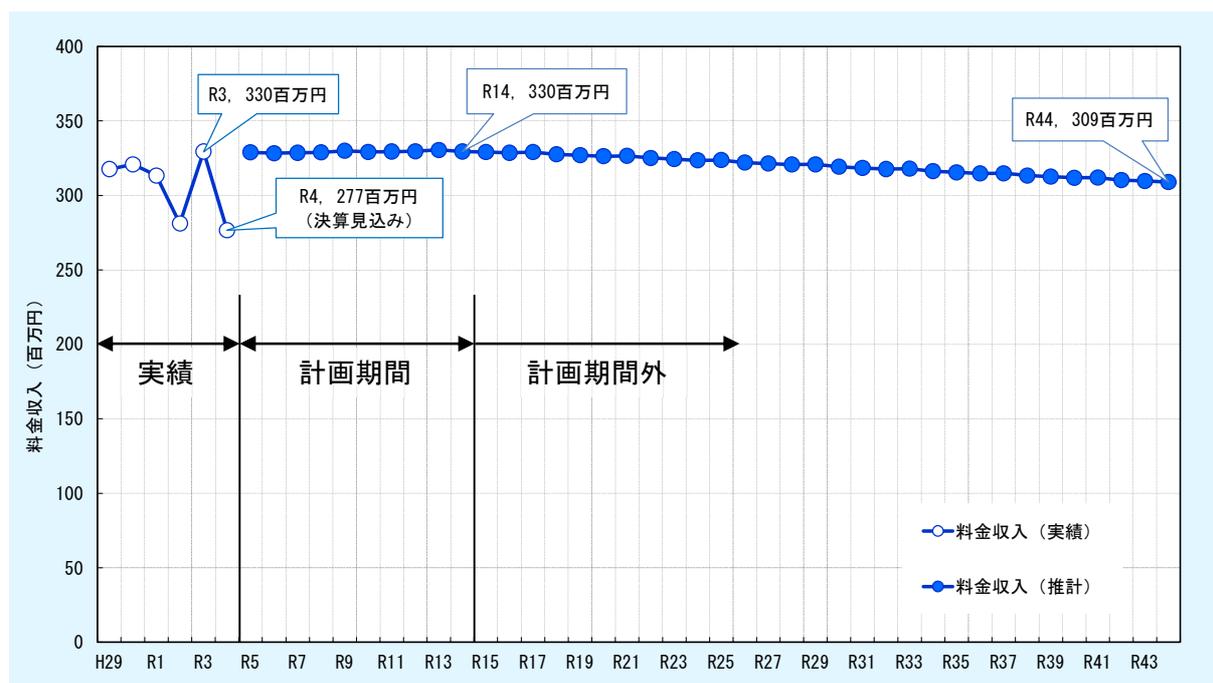


図 3.2 料金収入の推計結果

3.4 施設の見通し

野木町水道事業の管路を除く施設・設備類は、すでに法定耐用年数の 1.5 倍を超過した資産が発生しており、更新を行わない場合は、令和8年度において資産額にして約半分の施設・設備が老朽化資産となる見込みです。管路施設は施設・設備類と比較すると健全であるものの、令和3年度時点で延長にして約6割の管路が法定耐用年数を経過しており、総じて老朽化が進んでいます。

野木町水道事業の主要施設である思川浄水場（古河市との共有施設）は、一部の施設が耐震性を有していません。管路についても、耐震性の低い管種を使用していたり、地震時に被害を受けやすい地盤に埋設されていたりする路線があり、地震時に被害が発生することが推定されています。

財源の確保、事業規模の平準化、更新の優先順位付け、及び施設規模や機能の適正化を踏まえ、適切な投資計画と財政計画のもと、資産状況の健全化を目指して水道資産の更新が必要です。

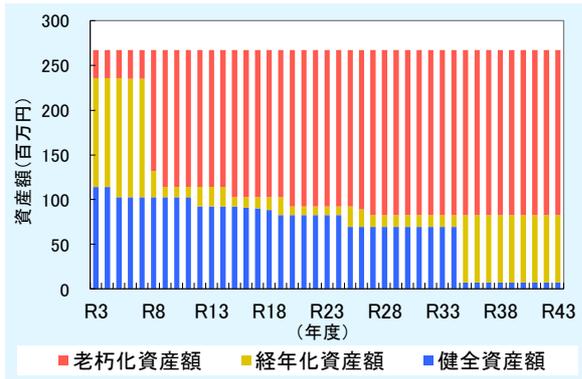


図 3.3 施設・設備の健全度推移

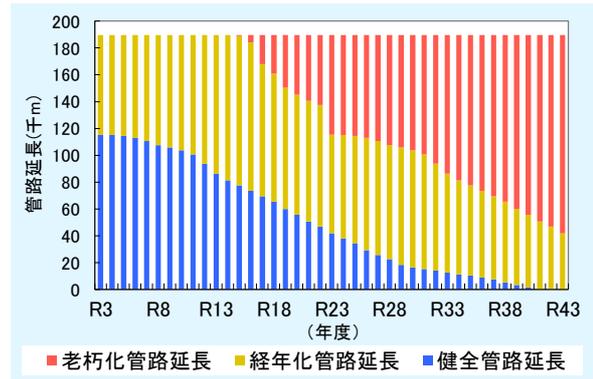


図 3.4 管路の健全度推移

※更新を行わなかった場合

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 老朽化資産 | : 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産 |
| ② 経年化資産 | : 経過年数が法定耐用年数の 1.0~1.5 倍の資産 |
| ③ 健全資産 | : 経過年数が法定耐用年数以内の資産 |

3.5 組織の見通し

直近 6 年間（平成 28 年度～令和 3 年度）の職員数とその年齢構成の推移は以下に示すとおりです。平成 30 年度以降は 5 人一定で推移しています。年齢構成は、令和 2 年度までは 50 代以上の割合が徐々に大きくなっていましたが、令和 2 年度及び令和 3 年度で 30 代の職員が増えています。

水道業務平均経験年数は直近 6 年間で 2~4 年程度と短く、年齢によらず、水道業務経験が浅い職員が配置される傾向にあります。

将来、水道資産の老朽化に伴い建設改良事業が増加すると考えられるため、技術力のある人員の確保が必要となります。また、職員の育成や広域連携の推進のため、維持管理手法等に関する暗黙知等を明文化し、だれでも同じように野木町の水道資産を扱える体制を整える必要があります。

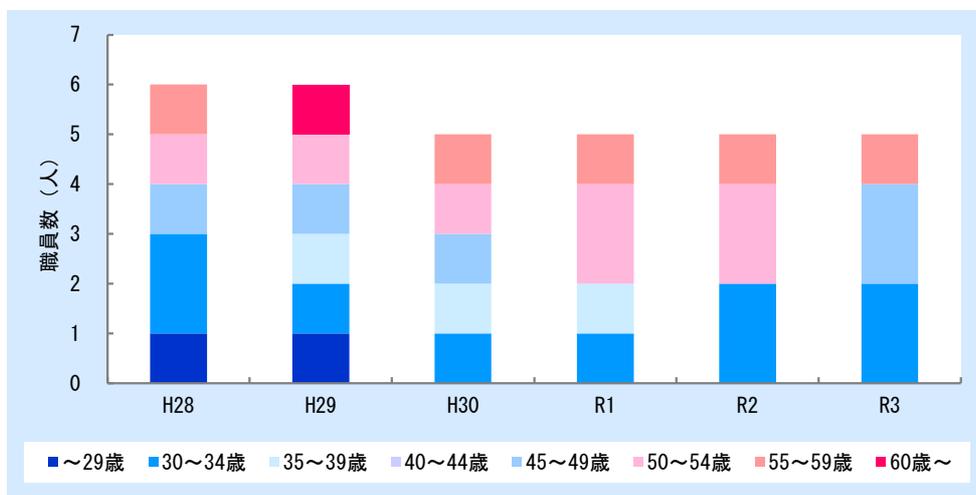


図 3.5 職員の年齢層の推移

4 経営の基本方針と主な取組

本経営戦略で今後推進していく経営方針は、「第2次のぎ水道ビジョン（令和5年9月策定）」の基本理念や実現方策に基づき、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点で定めます。



図 4.1 第2次のぎ水道ビジョンの施策体系

4.1 安全：安心して飲める安全な水道

安全で安心な水道水を供給するためには、良好な水源の維持や健全な浄水処理機能の確保など、取水から給水に至るまでの総合的な水質管理が重要であるとともに、水道水がどのように適切なプロセスを経て供給されていることを利用者に示す必要があります。基本方策は以下の2つです。

a) 水質管理体制の充実

水源から給水栓に至るまでの多様な水質汚染リスクを事前に把握し、水質事故を未然に防ぐための対策を講じます。また、水道水の安全性がどのように確保されているか、及び水道水が確実に安全なものとなっているかを利用者に示し、安全性の透明性を高めることで、これまで以上に安心して水道水を利用できるようにします。

b) 給水装置の安全性確保

貯水槽水道等の給水装置に対して、設置者や利用者が適切な衛生管理を施し、安全に供給された水道水を安全な状態で利用してもらえる様に、情報提供や指導を行います。

また、貯水槽を介さずに配水管から直接給水する、水質汚染のリスクが低い給水方法を推進し、給水過程における水質安全性を向上させます。

4.2 強靱：安定して供給できる強靱な水道

耐震性能の低い施設や管路の耐震化や、老朽化施設の更新を推進し、水道施設の強靱化を図ることで、災害等の非常時においても安定して給水を継続できるようにする必要があります。また、近年の災害は多様化し激甚化する傾向にあることから、バックアップ体制も充実させ、想定外の事象にも対応できるようにすることが重要です。基本方策は以下の2つです。

a) 水道施設の耐震化

野木町の水道施設や管路は、一部に必要な耐震性能を有しておらず、給水安定性が十分に高くない状態となっています。

施設、管路ともに、重要度や老朽化状況等を踏まえて優先順位付けを行ったうえで、適切な時期に適切な方法で耐震化することで、水道システム全体の耐震性能向上を目指します。

b) 災害対策の充実

多様化かつ激甚化する自然災害へ対応するためには、水道施設や管路を強固なものに変えるだけでは不十分です。想定する以上の災害が発生し水道施設が大きく被災した際にも、利用者の生活への影響を最小限に留め、飲料水の確保と迅速な復旧ができる体制を構築し、充実させます。

4.3 持続：健全で持続可能な水道

ヒト・モノ・カネの3つの経営資源を健全なものにし、運営体制を強化するとともに、近隣事業体や利用者とのネットワークも重要な経営資源として捉え、多様な連携手法を活用しながら健全な水道事業を維持します。併せて、「水と緑」を大切にする野木町として、環境に配慮した水道事業の運営を目指します。基本方策は以下の3つです。

a) 健全な水道事業の運営

施設や管路の更新需要の増大に対処するため、適切な財政計画のもと、事業に必要な資金を確保するとともに、マンパワーの確保にも尽力し、健全な水道事業の運営に努めます。また、多様化かつ深刻化する水道事業の課題を野木町水道事業だけで解決することは困難であるため、広域連携により近隣事業体と協力し、経営や施設管理の効率化を目指します。併せて、利用者への情報発信を積極的に行い、水道事業の運営への理解の促進と事業運営の円滑化を目指します。

b) 資産管理の適正化

野木町のアセットマネジメントは資産管理水準が不十分であり、国が定めるマクロマネジメントの標準型タイプ 3C に達していません。資産管理水準を向上させ、アセットマネジメントをレベルアップさせるために、資産管理（点検や台帳データ登録）の統一ルールの整備と、設備台帳の構築、システム間データの整合を行うことや、適切な更新時期の設定のため、点検や修繕履歴等の維持管理にかかる情報の蓄積が必要です。

c) 環境保全への貢献

野木町水道事業では、取水、浄水、配水等、いずれの過程においても水の輸送等のために多くのエネルギーを消費しています。水輸送工程におけるロスを低減させ、エネルギーの消費を抑えるとともに、水資源の有効活用に努めます。

5 投資・財政計画（収支計画）

5.1 投資・財政計画（収支計画）

収益的収支の見通しと、資本的収支の見通し、企業債残高の見通しを表 5.3 から表 5.6 に示します。

5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

5.2.1 収支計画のうち投資についての説明

老朽化が進行する管路の更新を積極的に行います。特に、十分な耐震性を有していない管路や埋設環境から地震時の被害が大きいと想定される管路、指定避難所や病院などの重要給水施設に接続されている管路などは優先的に布設替えおよび耐震化を進めます。

野木町と古河市が共同で運営している思川浄水場は老朽化が進行しており、特に、更新時期を迎える設備や機器類の更新が予定されています。

川西配水場や平成 26 年度に設置した川田地区増圧ポンプ場についても、法定耐用年数をすでに超過している設備や計画期間内に更新時期を迎える施設があるため、順次更新する計画としています。

更新費用の平準化を図るため、年間の建設改良費の合計を 2.5 億円とし、施設・設備類の更新を優先し、余裕分を管路の更新事業に充てる計画とします。

これにより、思川浄水場の設備を計画どおりに更新できるとともに、野木町が所有する管路やその他施設・設備についても概ね耐用年数のサイクルで更新が可能となり、資産状況を健全な状態に近づけることができます。

表 5.1 主な建設改良事業の実施時期

事業概要	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15 以降
思川浄水場の設備、機器類の更新	→										
川西配水場、川田地区増圧ポンプ場の設備類の更新					→				→		→
管路の耐震化、老朽化管路の更新	→										
耐震性貯水槽の設置、川西配水場への緊急遮断弁の設置				→							

5.2.2 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費に充てるための財源は、企業債による借入や補填財源残高の活用により対応します。企業債の発行による借入は、世代間負担の公平化の観点から必要に応じて発行することが望ましいですが、過度な借入は利息の増加により経営を圧迫する原因ともなります。利息や企業債残高が過度に増加せず、かつ世代間負担がより公平になるような条件のもとで借入を行います。

更新需要の増加により減価償却費が増加するため、令和8年度以降に給水原価が供給単価を上回る状況が継続し、将来的には純損失が継続的に発生する見込みです。水需要の減少も影響し、損失はさらに大きくなると推定されたため、水道料金の改定が必要と考えています。

図5.1から図5.3に示すシミュレーションでは、純損失が発生せず、かつ資金残高が不足しないことを目標に、およそ10年に1度の料金改定となるように料金単価を設定しました。これにより、将来的にも事業を継続できることが示されましたが、定期的な料金改定により利用者の負担増加が懸念されます。財政収支見通しを定期的かつ継続的に見直し、適切な時期に、適切な料金体系となるように、改定に向けた検討を進めていきます。

5.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画に見込む収益的支出の設定条件は表5.2のとおりです。

人件費や委託料は現行の組織体制や委託業務形態が継続することを想定し、直近実績値と同値とします。

動力費や薬品費、修繕費、材料費は水需要量により変動すると仮定し、将来の有収水量に各費用単価の直近実績値を乗じた値とします。

その他営業費用には、思川浄水場の維持管理負担金等を含んでおり、これらは将来的に大きく変動する費用ではないため、直近実績値が継続することを想定します。

表 5.2 収益的支出の設定条件

科目	設定条件
人件費	令和3年度決算額一定で推移。
動力費	水需要予測の有収水量×動力費単価 令和3年度決算より、動力費単価 0.26 円/m ³ 。
薬品費	水需要予測の有収水量×薬品費単価 令和3年度決算より、薬品費単価 0.01 円/m ³ 。
委託料	令和3年度決算額一定で推移。
修繕費	水需要予測の有収水量×修繕費単価 令和3年度決算より、修繕費単価 3.55 円/m ³ 。
材料費	水需要予測の有収水量×材料費単価 令和3年度決算より、材料費単価 0.04 円/m ³ 。
その他営業費用	令和3年度決算額一定で推移。
その他営業外費用	令和3年度決算額一定で推移。
減価償却費	建設改良費に基づき計算。 新規分は定額法で、平均耐用年数を40年として計上。
資産減耗費	令和3年度決算額一定で推移。
受託工事費	令和3年度決算額一定で推移。
支払利息	建設改良費に対する企業債シミュレーションに基づき計算。 新規分は半年賦元利均等償還、30年償還、5年据置、年利1.5%で計算。
退職給付金	令和3年度決算額一定で推移。
特別損失	計上しない。

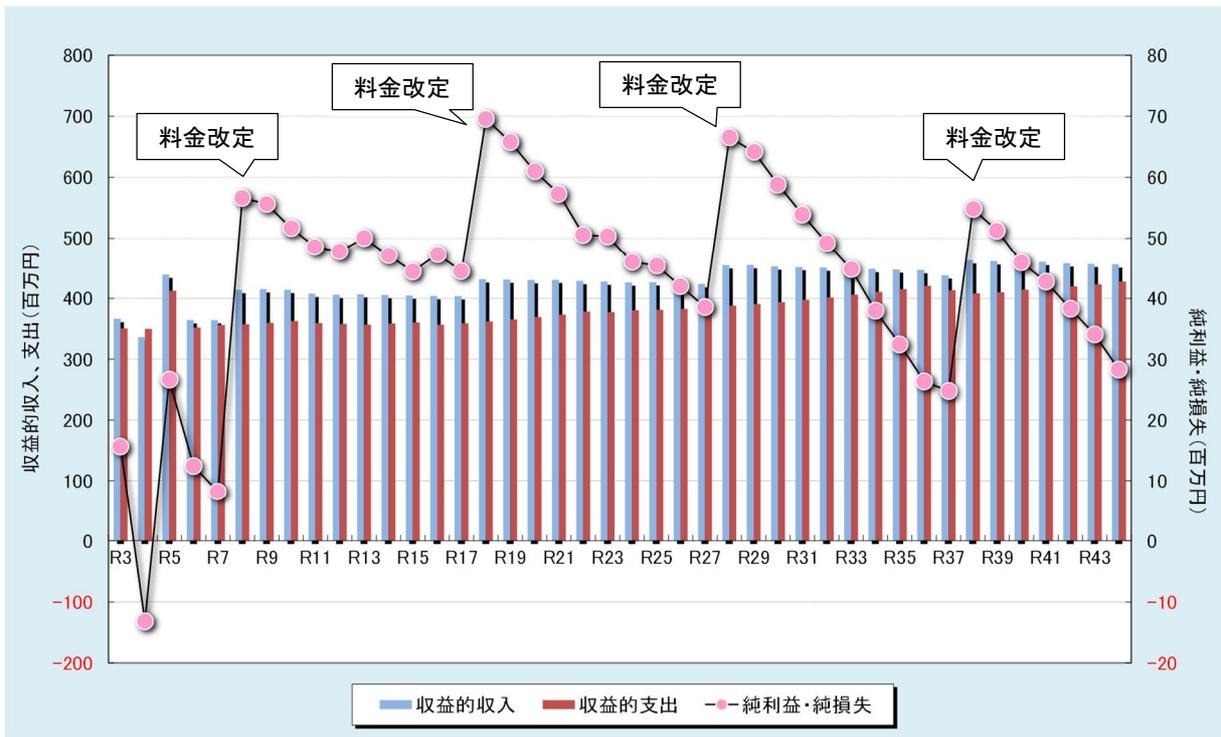


図 5.1 将来 40 年間の収益的収支

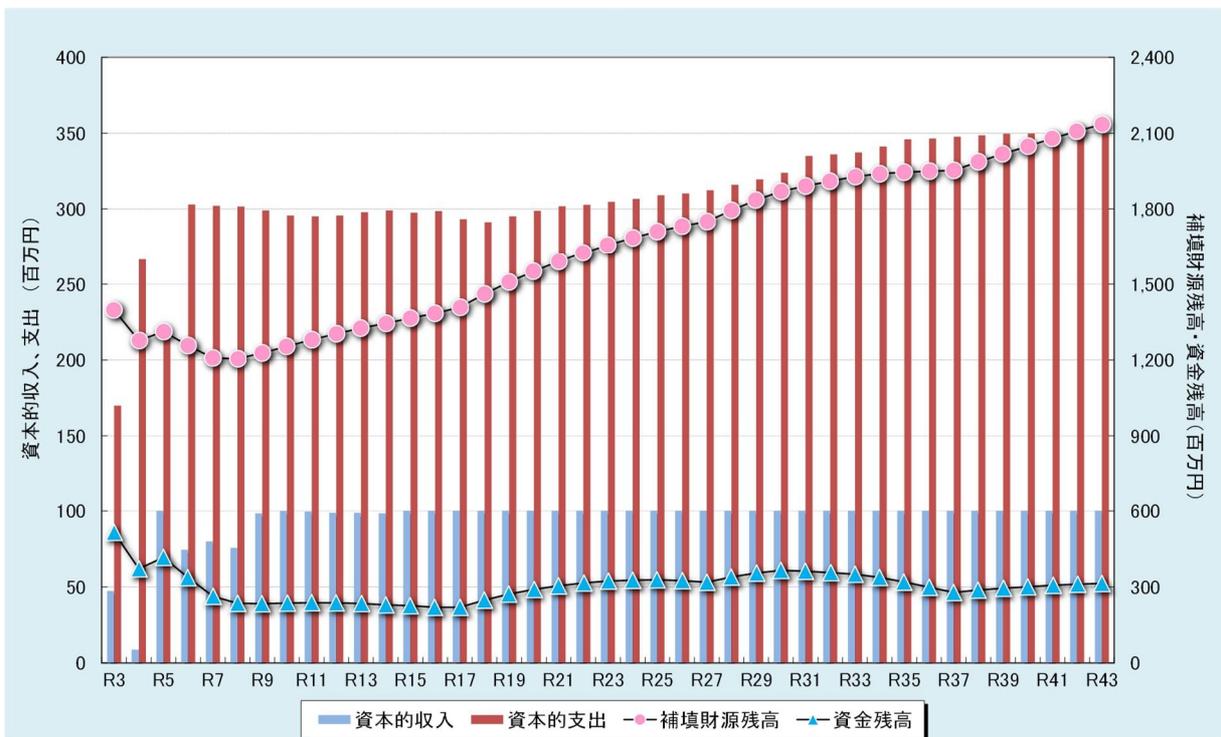


図 5.2 将来 40 年間の資本的収支、資金残高



図 5.3 将来 40 年間の企業債残高の推移

5.2.4 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

a) 投資についての検討状況等

野木町と古河市が共同で運営している思川浄水場および思川取水口は一部の施設で耐震性を有していないとともに、供用開始から 50 年近くが経過しており、機器、設備類以外にも、耐震補強や更新等の対策が必要となっています。古河市水道事業が主体となって施設整備計画の検討が進められており、思川浄水場を耐震補強または耐震化する方針となっています。

管路や施設の更新を投資計画に見込んでいますが、水需要が緩やかに減少することが想定されており、施設効率の悪化が懸念されます。更新の際には水需要の推移を的確に把握し、適正な規模に更新することによって、水道システムの効率化を図るとともに、合理的な施設投資を目指します。

b) 財源についての検討状況等

管路更新事業や、思川浄水場の機器、設備類の更新、施設の耐震化など、急激に増加する見込みの建設改良事業に対応するため、国庫補助事業の積極的な活用を図っていきます。ただし、直近 6 ヶ年では国庫補助事業の活用実績がなく、将来的にも活用できることが確実ではないため、本収支計画では考慮していません。

繰入金について、本収支計画では直近実績値と同程度となることを見込んでおり、具体的には考慮していませんが、地方公営企業繰出基準に基づき、適宜必要な対応を求めています。

表 5.3 収益の収支 (1/2)

(単位:千円,%)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区 分		(決 算)	(決算見込み)	(予 算)			
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	330.783	277.751	401.026	329.677	329.940	379.505
	(1) 料 金 収 入	329.530	276.605	399.986	328.424	328.687	378.252
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	1.253	1.146	1.040	1.253	1.253	1.253
	2. 営 業 外 収 益	35.273	58.609	38.020	34.519	34.286	34.265
	(1) 補 助 金						
	他 会 計 補 助 金						
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	28.911	28.565	27.954	28.157	27.924	27.903
	(3) そ の 他	6.362	30.043	10.066	6.362	6.362	6.362
収 入 計 (C)	366.057	336.360	439.046	364.196	364.226	413.770	
収 支	1. 営 業 費 用	336.412	336.483	400.286	339.534	343.640	344.433
	(1) 職 員 給 与 費	14.547	16.254	19.112	14.547	14.547	14.547
	基 本 給 付 費	7.016	7.159	9.808	7.465	7.465	7.465
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	7.532	9.095	9.304	7.082	7.082	7.082
	(2) 経 費	160.358	162.389	224.766	160.315	160.322	160.329
	動 力 費	678	746	1,000	668	668	669
	修 繕 費	9,151	8,279	8,542	9,116	9,123	9,129
	材 料 費	107	152	179	103	103	103
	そ の 他	150,423	153,213	215,045	150,428	150,428	150,428
(3) 減 価 償 却 費	161,506	157,840	156,408	164,672	168,771	169,557	
2. 営 業 外 費 用	14,015	13,073	12,125	12,276	12,437	12,725	
(1) 支 払 利 息	12,395	11,366	10,310	10,656	10,817	11,105	
(2) そ の 他	1,620	1,707	1,815	1,620	1,620	1,620	
支 出 計 (D)	350,426	349,556	412,411	351,810	356,077	357,158	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	15,630	△ 13,196	26,635	12,387	8,149	56,612	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)	8			1			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 8			△ 1			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	15,622	△ 13,196	26,634	12,387	8,149	56,612	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	572,670	410,124	424,491	297,844	270,188	268,745	
う ち 未 収 金	56,140	37,585	33,462	33,462	33,462	33,462	
流 動 負 債 (K)	146,680	124,462	107,761	106,847	106,329	103,758	
う ち 建 設 改 良 費 分	54,452	53,657	53,101	52,187	51,669	49,098	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	66,722	45,554	27,169	27,169	27,169	27,169	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	330.783	277.751	401.026	329.677	329.940	379.505	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

表 5.4 収益的収支 (2/2)

(単位:千円,%)

区 分		年 度					
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	380,790	379,948	380,143	380,392	381,357	380,245
	(1) 料 金 収 入	379,537	378,695	378,890	379,139	380,104	378,992
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253
	2. 営 業 外 収 益	34,268	34,255	27,452	25,442	25,369	25,372
	(1) 補 助 金						
	他 会 計 補 助 金						
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	27,906	27,893	21,090	19,080	19,007	19,010
	(3) そ の 他	6,362	6,362	6,362	6,362	6,362	6,362
	収 入 計 (C)	415,058	414,203	407,595	405,834	406,726	405,617
	1. 営 業 費 用	346,434	348,902	344,692	342,922	340,840	341,895
	(1) 職 員 給 与 費	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547
	基 本 給 付 費	7,465	7,465	7,465	7,465	7,465	7,465
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	7,082	7,082	7,082	7,082	7,082	7,082
	(2) 経 費	160,362	160,340	160,345	160,351	160,377	160,348
	動 力 費	671	669	670	670	672	670
	修 繕 費	9,160	9,140	9,144	9,150	9,174	9,147
材 料 費	103	103	103	103	103	103	
そ の 他	150,428	150,428	150,428	150,428	150,428	150,428	
(3) 減 価 償 却 費	171,525	174,015	169,800	168,024	165,916	167,000	
2. 営 業 外 費 用	12,979	13,638	14,379	15,135	15,871	16,580	
(1) 支 払 利 息	11,359	12,018	12,759	13,515	14,251	14,960	
(2) そ の 他	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
支 出 計 (D)	359,413	362,540	359,071	358,057	356,711	358,475	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	55,645	51,663	48,524	47,777	50,015	47,142	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	55,645	51,663	48,524	47,777	50,015	47,142	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	270,778	272,328	272,045	269,661	264,009	260,493	
う ち 未 収 金	33,462	33,462	33,462	33,462	33,462	33,462	
流 動 負 債 (K)	100,332	99,895	100,355	102,661	103,836	102,282	
う ち 建 設 改 良 費 分	45,672	45,235	45,695	48,001	49,176	47,622	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	27,169	27,169	27,169	27,169	27,169	27,169	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	380,790	379,948	380,143	380,392	381,357	380,245	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

表 5.5 資本的収支 (1/2)

(単位:千円)

区 分		年 度						
		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決算見込み)	令和5年度 (予 算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	20,000		89,100	74,234	79,745	75,600	
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金							
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金							
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金	440			147	147	147	
	9. そ の 他	26,953	8,769	11,046				
	計 (A)	47,393	8,769	100,146	74,381	79,892	75,747	
	(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	47,393	8,769	100,146	74,381	79,892	75,747	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	113,910	61,931	162,639	250,000	250,000	250,000
		うち職員給与費	25,329	26,258	26,764	26,378	26,642	26,908
2. 企 業 債 償 還 金		56,103	54,452	53,658	53,101	52,187	51,669	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他			150,000	1				
計 (D)	170,013	266,383	216,298	303,101	302,187	301,669		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		122,620	257,615	116,152	228,720	222,295	225,922	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	114,533	181,658	104,529	163,575	142,467	143,274	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		72,720		42,418	57,101	59,921	
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他	8,086	3,237	11,623	22,727	22,727	22,727	
計 (F)	122,620	257,615	116,152	228,720	222,295	225,922		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		723,418	668,967	704,408	725,541	753,099	777,030	

○他会計繰入金

区 分		年 度					
		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決算見込み)	令和5年度 (予 算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 支 分		80	21,827		80	80	80
	うち基準内繰入金	80	80		80	80	80
	うち基準外繰入金		21,747				
資 本 的 収 支 分		440			147	147	147
	うち基準内繰入金	440			147	147	147
	うち基準外繰入金						
合 計		520	21,827		307	307	307

表 5.6 資本的収支 (2/2)

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	98,245	99,772	99,405	98,543	98,546	98,245
	うち資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 (都道府県) 補助金						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	147	147	147	147	147	147
	9. そ の 他						
	計 (A)	98,392	99,919	99,552	98,690	98,693	98,392
	(A)のうち翌年度へ繰り越 さ (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	98,392	99,919	99,552	98,690	98,693	98,392
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	うち職員給与費	27,177	27,449	27,723	28,000	28,280	28,563
	2. 企 業 債 償 還 金	49,098	45,672	45,235	45,695	48,001	49,176
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
計 (D)	299,098	295,672	295,235	295,695	298,001	299,176	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		200,706	195,753	195,683	197,005	199,308	200,784
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	145,239	147,742	150,330	150,564	148,529	149,610
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	32,740	25,284	22,626	23,714	28,052	28,447
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	22,727	22,727	22,727	22,727	22,727	22,727
計 (F)	200,706	195,753	195,683	197,005	199,308	200,784	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		826,177	880,277	934,447	987,295	1,037,840	1,086,909

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 支 分		80	80	80	80	80	80
	うち基準内繰入金	80	80	80	80	80	80
	うち基準外繰入金						
資 本 的 収 支 分		147	147	147	147	147	147
	うち基準内繰入金	147	147	147	147	147	147
	うち基準外繰入金						
合 計		307	307	307	307	307	307

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

計画及びその施策等の着実な実施を行うことが望ましいですが、予測した将来の事業環境と実状に乖離が生じ、計画が過大または過少なものとなることも想定されます。本計画を各年度の事業内容や決算状況と照らし合わせ、乖離が大きい場合には、その原因を検証します。また、事業の進捗状況や社会情勢の変化、上位計画の改訂等に応じて、定期的な評価と見直しを行うことが重要となります。

計画の進捗管理、評価はPDCAサイクルに基づき実施します。毎年度の進捗管理に加え、3～5年程度の中期的なスパンで進捗評価および事業効果の検証を行い、経営戦略の見直しを行います。

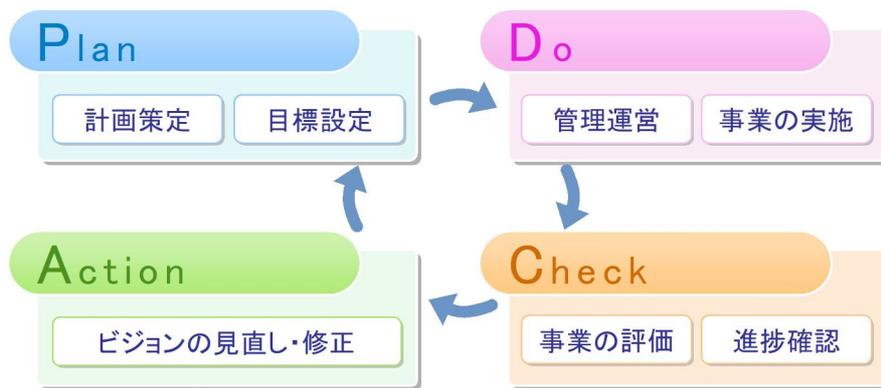


図 6.1 経営戦略のPDCAサイクル

野木町水道事業経営戦略

令和 5 年 9 月

栃木県 下都賀郡 野木町 産業建設部 上下水道課

TEL : 0280-57-4146

FAX : 0280-57-3945

Email : jougesuidou@town.nogi.lg.jp